



「沖縄全島エイサーまつり」(開催場所：沖縄市コザ運動公園)「©OCVB」提供

〔主要目次〕

令和8年度 税制及び執行に関する要望書…	2～7	令和7年度「消費税等に関するアンケート調査」 結果報告……………	14～15
局連だより(沖縄間連)……………	8～9	常任理事会、女性部・青年部の役員会の開催 揮発油税中央セミナーの開催、 全間連の主な動き……………	16
間税会だより……………	10～12		
間税会組織の現状……………	13		

①-1 社会保障・税一体改革の推進と行財政構造の徹底した見直し

〔要 旨〕

社会保障・税一体改革における社会保障制度改革を推進するとともに、行財政構造などの徹底した見直しを行い、歳出削減に努めるべきである。

（理 由）

国の令和7年度一般会計当初予算は、官民連携のもとでの「AI・半導体分野の投資促進」や「GX投資促進」の実施、「こども未来戦略」に基づく子育て支援の本格実施、「防衛力の抜本強化」の着実な実施といった、複数年度で計画的に取り組むこととしている重要課題への対応のほか、地方創生交付金の倍増や、内閣府防災担当の予算・定員の倍増など、重要政策に予算を重点的に配分している。あわせて、公務員・教職員・保育士の給与改善や物価動向の反映などを行いつつ、政策的予算を適切に確保するなど、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二四」に基づき、経済・物価動向等に配慮しつつ、これまでの歳出改革努力を継続することとしている。こうしたことにより、一般歳出については、前年度当初（約112.6兆円）に比べて2.3%増の115.2兆円（衆議院修正＋参議院修正後）となっている。

歳入面を見ると、租税及び印紙収入は前年度当初（約69.6兆円）に比べ約8.2兆円多い約77.8兆円（衆議院修正後）と見積もられている。

その内訳は、所得税収が約22.7兆円（衆議院修正後）、法人税収が約19.2兆円、消費税収が約24.9兆円と見積もられており、国税収入に占める消費税収のウェイトは32.0%（前年度当初34.2%）となっており、引き続き、最も税収の多い基幹税となっている。

また、公債発行額は前年度当初（約35.4兆円）に比べ約6.8兆円少ない約28.6兆円と見込まれ、平成20年以来、17年振りに30兆円を下回る水準となり、その公債依存度も前年度当初の31.5%から24.9%に改善するものと見込まれている。しかしながら、令和7年度末の公債（普通国債）残高見込額は約1,129兆円に拡大し、国民一人当たり約912万円（試算額）にも匹敵する膨大な借金を抱える状況にある。

一方、歳出面を見ると、歳出の約33%も占める社会保障関係費は連年増加しており、令和7年度においては、薬価改定により、創薬イノベーションの推進や医薬品の安定供給の確保にも対応しつつ国民負担を軽減し、「こども未来戦略」に基づく「こども・子育て支援加速化プラン」の取組を本格的に進めていくために必要な予算を確保することなどにより、前年度当初（約37.7兆円）に比べ1.5%増の約38.3兆円となっており、今後、更に増加することが見込まれる。

また、財政再建の指標の一つである「一般会計基礎的財政収支（プライマリーバランス、すなわち政策的経費（歳出総額から国債費を除いた額）を税収等（歳入総額から公債金を除いた額）で賄えているかどうかを示す指標）」は赤字であり、政策的経費を借金で賄っている状況にある。

令和7年度当初予算の赤字見込額は、約8.2兆円もの租税及び印紙収入の増加により、前年度当初（約8.8兆円）に比べて大幅に減少しているものの、約0.8兆円と見込まれており、令和3年6月18日に閣議決定された、いわゆる骨太の方針（経済財政運営と改革の基本方針）等における2025年度のプライマリーバランスの黒字化目標の達成は、難しい状況にある。

私たち間税会に関わりが深い消費税については「社会保障の充実・安定化」と「財政健全化」を同時に達成する観点から、平成26年4月から税率が地方消費税を含めて5%から8%に、更に令和元年10月からは10%へと引

き上げられ、我が国の税体系の中で最も大きな税収をもたらす基幹税となり、人口の少子・高齢化に伴う福祉財源確保の必要性や財政健全化の観点などから、非常に重要な存在となっている。

また、制度面においては、令和元年10月から軽減税率制度が、令和5年10月からは、いわゆる消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施され、消費税制度は新たな時代を迎えている。

さらに、国の消費税収は、社会保障4経費（年金・医療・介護・少子化対策）に充てることが法制上明確化（社会保障目的税化）されているとともに、地方消費税収についても1%分を除き社会保障財源化されている。

（参考）消費税法（昭和63年法律第108号）

（趣旨等）

第1条 省略

2 消費税の収入については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

私たち間税会は、消費税率の引上げに与する団体ではないが、現下の厳しい財政事情及び少子高齢化の進展に伴う社会保障財源の確保の必要性などから見て、前述の消費税率の引上げはやむを得ない措置であったと受け止めている。

しかしながら、我が国の財政状況を見ると、これまでの新型コロナウイルス感染症や物価高騰等への対応に係る累次の補正予算の編成等、更には防衛力の抜本的な強化と財源確保などにより、過去に例を見ないほど厳しさが増していることに鑑み、次に掲げる行財政改革などに果敢に取り組むよう強く求める。

- (1) 政治面及び行財政全般にわたって、既存の組織・施策・制度の効率性、有効性などを過去の経緯にとらわれることなく徹底した見直しを行うこと。
- (2) 特に議員定数や歳費の抜本的な見直し、社会保障関係費、公務員の人件費、公共事業費などについて徹底した歳出削減などを行うとともに、DXの推進を含め、円滑で効率的な運営ができる行政組織にするよう行財政改革を推進すること。
- (3) 先般の消費税率の引上げは、「財政健全化」と「社会保障の充実・安定化」の観点から実施されたものであるが、将来世代への負担の先送りとなる借金残高は、連年増加し、令和7年度末で約1,129兆円と見込まれていることから、引き続き、歳出削減や行財政改革などに積極的に取り組み、財政の健全化に努めること。
- (4) 所得の多寡に拘わらず、一律に適用されることとなる軽減税率制度は、真の低所得者対策にはならず不公平感を増幅させるとともに、事業者には多大な事務負担を負わせるほか、減収額も膨らむなど様々な問題があることから、軽減税率の廃止を強く求めるものであるが、軽減税率が存置される場合にはその対象範囲は極力限定すべきであり、縮減を目指すこと。
- (5) 消費税率の逆進性対策（低所得者の負担緩和措置）については、軽減税率制度に代えて、真の低所得者対策となると考えられる一定の低所得者に限定して負担を緩和する「簡素な給付措置」又はマイナンバー制度を利用した「給付付き税額控除制度」で対処すること。
- (6) 令和5年10月から消費税のインボイス制度が実施されたが、引き続き、免税事業者に対する取引条件の見直しに関する情報収集等に努めることはもとより、取引全般において自己の取引上の優越している地位を利用して一方的に不利な取引条件を迫るような「優越的地位の濫用」等に該当する行為に対しては、独占禁止法、下請法等に基づき厳正に対処すること。

①-2 新型コロナウイルス感染症対策等に伴う財政健全化施策の検討

〔要 旨〕

近年の急激な財政の悪化の要因である「新型コロナウイルス感染症」や「物価高騰等」への対応のために発行された莫大な新規公債については、我が国の社会経済状況を注視しながら、将来世代への負担の先送りとなる借金残高を減らすための道筋について、中長期的な視点に立った検討を進めるべきである。

（理 由）

我が国の財政状況を見ると、令和2年から流行した「新型コロナウイルス感染症」や「物価高騰等」への対策として莫大な赤字公債による財政出動もあって、令和7年度末の公債残高（普通国債残高）は約1,129兆円と見込まれている。

したがって、歳出・歳入両面において財政の健全化の取組みを強力に進めるとともに、社会経済状況を注視しながら、将来世代への負担の先送りとなる借金残高を減らすための道筋について、中長期的な視点に立った検討を進めることが適当であると考えられる。

その場合、消費税率を引き上げるという考え方もあろうが、消費税の税収は社会保障財源に特化されていること等を考えると、消費税収の使途の枠組みは堅持することが望ましいと考えられる。

したがって、「新型コロナウイルス感染症」対策として発行された公債（注）等の償還財源については、例えば、東日本大震災の財源対策として講じられた「復興特別所得税」や、「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」として令和8年4月1日以後開始する各事業年度から適用される防衛特別法人税のように、法人税に付加して徴収する特別税の創設など（所得税については引き続き検討するとされている。）について議論を進め、結論を得ることが適当と考えられる。

（注）令和2年度において「新型コロナウイルス感染症」対策として発行された公債発行額

- ① 第一次補正予算による赤字公債発行額は約23.4兆円、建設公債発行額は約2.3兆円、合計額約25.7兆円
- ② 第二次補正予算による赤字公債発行額は約22.6兆円、建設公債発行額は約9.3兆円、合計額約31.9兆円
- ③ 発行合計額約57.6兆円であり、その内訳は赤字公債が約46.0兆円、建設公債が約11.6兆円

② 消費税に関する事項

（1）消費税の公平で合理的な制度の構築と安定した税制

〔要 旨〕

消費税については、社会保障・税一体改革による税率引上げにより、最も大きな税収をもたらす基幹税となっていることから、公平で合理的な制度を構築し、安定した税制にすべきである。

（理 由）

社会保障・税一体改革による税率引上げにより、消費税の重要性は益々高まっていることから、消費税については、国民の理解と信頼が得られる公平で合理的な制度を構築し、安定した税制にすべきである。

なお、「公平で合理的な制度を構築」していく上で、下記「付記事項」を十分考慮して制度の改正等に対処すべきである。

また、経済対策等の観点から消費税減税についての議論があるが、消費税は我が国の税体系の中で最も大きな税収をもたらす基幹税として、人口の少子・高齢化に伴う福祉財源確保の必要性や財政健全化の観点などから、非常に重要な存在であることを念頭にいた長期的視点に立った議論が必要である。さらに、消費税率を引き下げることによる負担軽減効果は、下記「付記事項」の②に記載しているとおり、高所得者ほど受ける恩恵が大きくなり、物価高に苦しむ低所得者に対する対策として非効率であるのみならず、価格改定やシステム変更等によ

る事業者の事務負担やそのための準備期間の必要性、買い控えや駆け込みとその反動等により経済の混乱要因となりかねないこと等、多くの課題が存在することに留意する必要がある。

付 記：消費税の逆進性に関する全間連の考え方

消費税が導入される前の「物品税などの個別間接税制度」は、特定の物品に特別の負担を求める課税制度であったため、価値観や経済取引の多様化などにより不公平感などが増幅してきたことから、全国間税会総連合会（以下「全間連」という。）では、税負担の公平を図るとともに、歳入構造の安定化に資するため、広く薄く公平な課税を行う「付加価値税制度（消費税制度）」への切換えを求めて活動してきた税務関係民間団体である。

したがって、平成元年4月から導入された消費税の税率構造については、一貫して「単一税率の維持」を強く求めてきたところであり、令和元年10月から消費税率の10%への再引上げに併せて、軽減税率による複数税率制度が導入されたことは誠に遺憾であるが、円滑な税務運営に協力することを基本理念として活動している全間連では、軽減税率制度の説明会などを積極的に開催し、軽減税率制度が適正かつ円滑に実施されるよう努めてきたところである。

なお、軽減税率制度の導入を踏まえ、消費税率の引上げの際に問題となる逆進性（所得の低い人ほど消費税の負担割合が高くなる逆進的な傾向）に対する緩和策について、これまでの全間連の考え方を付記しておきたい。

消費税の逆進性を緩和する措置として、一般的に採られている方法としては、「軽減税率導入による複数税率制度」と「給付付き税額控除制度（還付制度）」があるが、全間連では、軽減税率制度には様々な問題があることから、一定の低所得者を対象とする「給付付き税額控除制度（還付制度）」又は簡素な給付措置」で対処するよう要望してきたところである。

〔軽減税率制度の問題点と消費税の単一税率の維持〕

消費税は、そもそも消費に対し比例的な負担を求める性格の税であることや、軽減税率制度には次のような問題があることから、消費税の税率は単一税率が望ましい。

① 軽減税率制度の下では、軽減税率の対象選定に合理的基準を見出すことが困難であるため、次第に軽減税率の対象範囲が拡大され、税源が浸食されていく恐れがあること。

* 令和元年10月から実施された軽減税率制度では、「飲食料品」に加え「新聞」も軽減税率の対象にする一方で、日常生活に必要不可欠な「電気・ガス・水道」を軽減税率の対象外としたことに対する批判や、軽減税率の対象となる「飲食料品の譲渡」と、標準税率の対象となる「外食」との線引きなどにより、経済取引を歪めるといった様々な批判があった。

② 低所得者対策として、「飲食料品の譲渡」を軽減税率の対象にしたとは言え、負担軽減額から見れば、高所得者ほど受ける恩恵が大きくなり、真の低所得者対策にはならない。厳しい財政状況の下、限られた財政資源は最適な形で配分すべきところ、非効率である。

③ 消費税の税収は、社会保障財源に使途が限定されているため、所得の多寡に拘わらず一律に適用される軽減税率制度を設けると、その分、減収額が膨らみ、新たに確保しなければならない財源規模が大きくなり、標準税率の引上げ要因の一つになる恐れがあること。

④ 複数税率制度の下では、事業者が取引に際し適用税率の区分ごとに価格を設定し、区分経理により税額を計算する必要があるとともに、仕入税額控除に的確に対処するため、取引関係書類に適用税率ごとに区分した消費税額などを明記する、いわゆるインボイス（適格請求書）が必要となるなど、関係事業者の事務負担の増加につながること。

〔逆進性対策（低所得者の負担緩和措置）〕

消費税率の引上げの際に問題となる逆進性対策、すなわち低所得者に対する負担緩和措置については、軽減税率制度には上述したように様々な問題があることから、所得税などにおける「給付付き税額控除制度（還付制度）」又は消費税率が5%から8%に引き上げられた際に実施された「簡素な給付措置の拡充」により対処すべきである。

(2) 軽減税率の対象範囲の見直し

〔要 旨〕

先般の消費税率の引上げは「社会保障と税の一体改革」の観点から行われたものであることに鑑みれば、軽減税率の対象範囲は極力限定すべきであり、低所得者の負担緩和と関連性が極めて乏しい「新聞」は、その対象から除外すべきである。

〔理 由〕

低所得者対策として、「飲食料品」に加え「新聞」も軽減税率の対象としているが、「新聞」を軽減税率の対象として存置する場合には、次のような問題があることから、「新聞」をその対象から除外するとともに、軽減税率の対象範囲が拡大しないように対処すべきである。

イ 「新聞」は、そもそも低所得者対策との関連性が極めて乏しいこと。

ロ 「新聞」を軽減税率の対象として存置する場合には、今後、雑誌・書籍などの類似業界から強い軽減税率適用要望が出てくる可能性が極めて高いこと。

ハ 日常生活に必要不可欠な「電気・ガス・水道」が軽減税率の対象外とされていることに対する批判があるように、今後、多くの関係業界から軽減税率適用要望が出されてくる恐れがあること。

ニ その結果、次第に軽減税率の対象範囲が拡大され、標準税率の引上げなど、減収額に見合う新たな財源を確保する必要性が生じてくること。

(3) 消費税の逆進性対策について、軽減税率制度に代えて、「給付付き税額控除制度」に改組し、マイナンバー制度を利用したきめ細かなプッシュ型の低所得者対策を講じる。

〔要 旨〕

今後、消費税率の引上げ議論を行う際には、消費税の逆進性対策については、軽減税率制度の見直しではなくて、軽減税率に代えて、一定の低所得者を対象とする「給付付き税額控除制度」へ改組し、真の低所得者対策になるよう検討すべきである。すなわち、マイナンバーとひも付けされた課税情報などを利用し、真に手を差し伸べるべき低所得者を的確に把握し、登録された公金受取口座に申請不要で支給するプッシュ型の給付を行うべきである。

なお、「給付付き税額控除制度」へ改組することにより、消費税の税率は単一税率が可能となる。その結果、インボイス制度も不要となり、又は維持されたとしても請求書等や帳簿への記載事項の大幅な簡素化(税率別の品目・金額の区分記載や税率・税額の記載の省略)等が可能となり、制度の簡素化にも資するものと考えられる。

〔理 由〕

マイナンバー制度(マイナンバーカード)については、社会保障制度、税制、災害対策などの必要な行政サービスの利用に用いられている。また、マイナンバー制度により、所得把握の正確性が向上していけば、消費税の負担を軽減すべき対象者や対象世帯をより迅速かつ厳密に捉えることができ、かつ、世帯の構成員の教育、医療、福祉等の情報も共有できるようになれば、よりきめ細かに必要な給付を行うことも可能になってくるものと考えられる。

さらに、公金受取口座の登録が進めば、真に手を差し伸べるべき低所得者で様々な支援策の知識に乏しい者であっても煩雑な行政手続を要することなく、申請不要で迅速に支給することのできるプッシュ型の給付が可能となる。

他方、消費税が有する「逆進性」に対する緩和策として、現在、講じられている「飲食料品と新聞の譲渡」については、前述②(1)付記に記載したように、

① 軽減税率の対象選定に合理的基準を見出すことが困難であること(前述②(2)に記載したように、低所得者対策との関連性が乏しい「新聞」まで、何故、軽減税率の対象にしているのか疑問)

② 軽減税率制度は、負担軽減額から見れば、高所得者ほど受ける恩恵が大きくなり、真の低所得者対策にはならないこと

③ 複数税率制度の下では、適用税率ごとの区分経理により税額計算が必要となるなど、事業者の事務負担の

増加要因となること

などの問題点が指摘されている。

したがって、今後、消費税率の引上げ議論を行う際には、消費税の逆進性対策については、既に旧態と考えられる欧州で採用する軽減税率制度の見直しではなく、マイナンバー制度を利用して一定の低所得者を対象に逆進性対策が可能となる新たな仕組みである「給付付き税額控除制度」へ改組し、プッシュ型で迅速かつきめ細かな給付をする真の低所得者対策になるよう検討すべきである。

なお、消費税の逆進性対策を軽減税率制度から「給付付き税額控除制度」へ改組することにより、消費税の税率は単一税率が可能となる。その結果、インボイス制度も不要となり、又は維持されたとしても請求書等や帳簿への記載事項の大幅な簡素化(税率別の品目・金額の区分記載や税率・税額の記載の省略)等が可能となり、制度の簡素化にも資するものと考えられる。

(4) 仕入税額控除に関する中小事業者等への配慮措置のあり方

〔要 旨〕

令和5年10月から実施されたインボイス制度については、その円滑な実施を図る観点から、様々な中小事業者等向けの負担緩和措置等が講じられた。これらの負担緩和措置等のうち、令和8年度に適用期限の到来するいわゆる8割控除の経過措置や2割特例については、インボイス制度導入後の実務の実態等をもう暫く検証すべきであり、それまでの間、適用期限の延長を検討すべきである。

〔理 由〕

消費税のインボイス制度については、多くの事業者の事務負担の増加を招いているが、特に、免税事業者は、課税事業者への選択を迫られている事例が多く生じていると考えられ、納税事務、手続等を要することになり、事業者免税点制度等の中小事業者向けの特例措置が設けられている趣旨が形骸化される恐れがある。

しかしながら、現状は、次の①から③に掲げるように、「平成28年消費税法改正法(所得税等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号))」において免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除の特例措置が講じられていることや、令和5年度税制改正においても、インボイス制度の円滑な実施を図るため、中小事業者等の負担緩和措置が講じられ、一定の配慮がされているところである。

これらの負担緩和措置については、今後、インボイス制度導入後の実務の実態等が明らかになってくれば、様々な実務上の課題等が散見されてくると考えられる。そのため、それらを検証しながら、必要があると認められる場合には適用期間の延長や恒久措置への移行も含めて検討する必要がある。特に、来年度に期限の到来するいわゆる①の8割控除や②の2割特例については、もう暫くその検証が必要であると考えられる。したがって、それまでの間、適用期限の延長を検討すべきである。さらには、その検証の過程において、事務負担を緩和するための追加的な制度上及び運用上の措置についても検討すべきである。

① 免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除の特例措置

免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れについても、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間は仕入税額相当額の8割を、令和8年10月1日から令和11年9月30日までの3年間は仕入税額相当額の5割を、仕入税額控除として認める。

② インボイス発行事業者となる免税事業者の負担軽減措置

免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、売上税額の2割に軽減する負担軽減措置を講ずる。

③ 中小事業者向けの少額特例

基準期間における課税売上高が1億以下の事業者等が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その課税仕入れに係る税込価額が1万円未満である場合には、イ

ンボイスの保存がなくても、一定の事項が記載された帳簿のみで仕入税額控除を認める経過措置を講ずる。
 (参考 1) 令和 6 年 5 月に国税庁が発表した「令和 5 年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」においては、消費税に係る申告等につき、免税事業者からインボイス発行事業者になった者は 104 万 8 千人であり、そのうち期限内の申告者数は 87 万 5 千人（うち、2 割特例を適用した申告者数は 83.9%の73 万 4 千人）であった。
 (参考 2) 全問連は、令和 7 年 4 月に「インボイス制度における中小事業者等向けの特例措置のあり方について」に関するアンケート調査を実施したが、その調査結果は、有効回答者 10,703 人社のうち

- ・ 67.8%の方々が「延長すべき」と回答
- ・ その他の回答結果は「期限どおりに廃止すべき/28.2%」、「その他/4.0%」。

(質 問)		
インボイス制度の円滑な導入のため、中小事業者向けに複数の特例措置が設けられています。このうち令和 8 年度中に廃止期限が到来するもの※があります。これらの特例は、中小事業者にとって重要なものであるから期限を延長すべきとの意見もありますが、どう考えますか。		
適当と考えられる欄に「○」印を付けてください。 ※ 令和 8 年度中に廃止期限が到来する特例 ・ 2 割特例（免税事業者からインボイス発行事業者になった者の納付税額を売上税額の 2 割とすることができる特例）：令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間で廃止 ・ 8 割控除（免税事業者等からの仕入税額相当額の 8 割を仕入税額控除できる特例）：令和 8 年 10 月 1 日以降は 5 割控除に縮減		
(回 答)	回答者数／人	割合／%
① 延長すべき	7,257	67.8
② 期限どおりに廃止すべき	3,019	28.2
③ その他	427	4.0
合 計	10,703	100.0

(5) 簡易課税制度の簡素な仕組みの維持

〔要 旨〕

軽減税率導入による複数税率制度の下でも、中小事業者の事務負担を考慮して設けられている「簡易課税制度」については、出来るだけ簡素な制度を維持すべきである。
 (理 由)

現行の簡易課税制度は、中小事業者の事務負担を考慮し、6 つの業種区分（卸売業・小売業・製造業等・その他の事業・金融業等・不動産業）ごとに平均的な仕入率に基づく「みなし仕入率」により売上税額から仕入控除税額を計算する方法が認められている。

令和元年10月からの軽減税率の導入により、売上又は仕入に複数税率が適用される可能性のある業種については、売上・仕入の税率区分やその割合に応じ、業種区分を細分化し、その細分化した業種ごとに「みなし仕入率」を設定する必要があった。しかしながら、軽減税率の対象が飲食料品と新聞のみであり、税率水準も軽減税率が 8 %で、標準税率が 10 %という関係のため、農業・林業・水産業（本来のみなし仕入率 70 %）のうち、飲食料品の譲渡等に係る事業のみなし仕入率につき 80 %とすることで対応することとされ、大幅な細分化は行われなかった。

また、令和 5 年 10 月からのインボイス制度の導入に際しても簡易課税制度が維持されたことは評価しているが、今後、軽減税率の対象範囲が拡大されたり、軽減税率と標準税率との税率の水準差が大きくなる等の場合には、「みなし仕入率」の見直し議論に発展する可能性があると思われる。その場合には、簡易課税制度による税額計算が本則課税による税額計算よりも複雑になる可能性もあるが、簡易課税制度が中小事業者の事務負担を軽減する観点から設けられている趣旨を十分に尊重し、出来るだけ簡素な制度を維持すべきである。

(6) 任意の中間申告

〔要 旨〕

滞納の未然防止等の観点から、中間申告を年 3 回又は年 11 回の選択ができるようにすべきである。

(理 由)

消費税率の引上げに伴い、滞納残高が増加することが

懸念されるため、納税資金の事業資金化を防ぎ、滞納の未然防止を図る観点から、任意の中間申告制度については、年 1 回だけではなく、納税者の選択肢が広がるよう、四半期又は毎月納付が可能となるよう制度を改組すべきである。

(7) 中間申告制度の見直し

〔要 旨〕

滞納の未然防止等の観点から、中間申告制度の基準について全体的な引下げを検討すべきである。

(理 由)

消費税は間接税であり、「預り金的な性格を有する税」であることから、滞納の未然防止策の必要性が高いと考えられる。

そのような観点から、中間申告制度の基準を全体的に引き下げることにについて検討すべきである。

＊ 中間申告に関する現行基準～直前の課税期間の確定消費税額(年税額)により、次のように区分されている。
 ①年税額が48万円を超え400万円以下の場合 年 1 回
 ②年税額が400万円を超え4,800万円以下の場合 年 3 回
 ③年税額が4,800万円を超える場合 年 11 回
 (注) 地方消費税額を除く。

(8) 輸出品販売場における免税制度の高度化

〔要 旨〕

令和 8 年 11 月に施行される「リファンド方式」への変更について、免税店及び訪日外国人旅行者へ十分な周知を行うべきである。

また、この変更により、不適正な制度運用の抑止による制度の適正運用と免税店の税務リスク低減が期待される。必要に応じてさらなる不正対策強化も検討しつつ、制度変更後もこの制度は維持すべきである。

さらに、免税店や承認送信事業者の許可について、更新制の導入等により、許可された免税店や承認送信事業者の適正管理が行われるような措置を行うべきである。

(理 由)

(1) 制度変更により免税店での手続が一部変更となるため、変更内容の周知については早めに行う必要がある。

また、訪日外国人旅行者への周知について、渡航前の旅行者への周知も含め十分な周知が必要と考える。

(2) リファンド方式移行により、免税制度の不正利用への抑止が期待される。免税店での税務リスクが軽減されるため、さらなる免税店の増加が期待される。都市部だけでなく地方部でのインバウンド消費拡大のためにも、免税制度は継続すべきと考える。

なお、制度移行後には旅行者利便性にも配慮しつつ、デジタル化等によるさらなる不正対策の検討も行っていくべき。

(3) 免税店や承認送信事業者の許可に一定の有効期限を設け、更新にあたっては一定の講習を義務付ける等の措置を行うことで、制度に関する理解の深耕と適正な制度運用を担保する必要がある。

(9) 非課税とされる医療、介護等に係る控除対象外消費税等への課題についての抜本的な見直し

〔要 旨〕

医療、介護等に係る消費税の課題については、医療機関等の意見、特に高額な設備投資に係る負担等の課題も踏まえ、医療機関等の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ、税制上、財政上の抜本的な解決に向けて総合的に検討すべきである。

(理 由)

医療機関が購入する医療機器や医薬品、医療材料等には、消費税が課税される一方、医療は非課税であるためこれらの費用等に含まれる消費税は仕入税額控除ができない。このような仕入税額控除できない消費税分（以下「控除対象外消費税」という。）については、他の公租公課等と同様、物品やサービスの販売価格や料金等のコストを構成するものであるから、当該販売価格や料金等の設定の中で転嫁を図るというのが基本的な考え方とされる。このような考え方から、診療報酬制度等を基本とする社会保険医療サービスについては、このような控除対象外消費税分も含めた費用等を織り込んで社会保険診療報酬等の改定等を行うこととされている。しかしながら、各医療機関等において行う設備投資等は区々であり、特

に高額な設備投資に係る負担等は多額であり、病院経営に大きな影響を与えているという意見も多く聞かれる。このような医療、介護等に係る消費税の課題については、医療機関等の意見、特に高額な設備投資に係る負担等の課題も踏まえ、医療機関等の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ、税制上、財政上の抜本的な解決に向けて総合的に検討すべきである。

③ 個別消費税に関する事項

(1) 石油関連諸税と消費税

〔要 旨〕

石油関連諸税については、消費税との併課のあり方を含め、抜本的見直しをすべきである。

〔理 由〕

消費税の創設時に、物品税、入場税、砂糖消費税等は廃止、酒税、たばこ税は税率の調整（引下げ）が行われたが、石油関連諸税は特定財源ということもあって、調整が行われなかった。

石油関連諸税については、石油関連諸税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、課税対象となる品目をめぐる環境の変化等を勘案しつつ、引き続き、石油関連諸税の負担軽減を含めた抜本的な見直しを行うべきである。

(2) 自動車燃料用のLPガス又はLPガス自動車等に対する課税の是正

〔要 旨〕

自動車燃料用のLPガス又はLPガス自動車等に対する課税措置を、自動車用燃料の天然ガス又は天然ガス自動車等に対して認められている減免措置と同様の措置にすべきである。

〔理 由〕

- LPガスに対する石油ガス税の廃止／国税
自動車燃料用のLPガスには石油ガス税が課税されるのに対し、自動車用燃料の天然ガスは無税である。また、揮発油税の暫定税率の廃止の議論と併せて石油ガス税についても廃止を検討すべきである。
- LPガス自動車に対する自動車重量税の免税措置の創設／国税
天然ガス自動車には自動車重量税の免税措置があるのに対し、LPガス自動車には免税措置がない。
- LPガス自動車に対する環境性能割の非課税措置の創設／地方税
天然ガス自動車には自動車取得税に代わる環境性能割の非課税措置があるのに対し、LPガス自動車には非課税措置がない。
- LPガス自動車に対する自動車税の軽減措置の創設／地方税
天然ガス自動車には自動車税の軽減措置があるのに対し、LPガス自動車には軽減措置がない。

(3) 印紙税の抜本的な検討

〔要 旨〕

平成25年度税制改正においては、消費税率の引上げを踏まえて、不動産譲渡契約書等に係る税率の特例の拡充及び領収書に係る免税点引上げが行われた。今後とも文書の作成実態の変化等を踏まえ、課税の公平・適正化等を図る観点から、課税範囲、免税点、税率等のあり方などについて、廃止を含めた抜本的な検討を行うべきである。

〔理 由〕

イ 印紙税は、契約書や領収書などの文書が作成される場合、その文書の背後にある経済的利益に着目して課税する税であると説明されているが、経済取引自体に直接に負担を求める消費税の創設に伴い、消費税の課税対象になる取引にかかる文書類は、印紙税の課税対象から除外すべきである。

ロ 事務処理の機械化や取引形態の変化等に伴い、作成される文書の形式や内容の変化、ペーパーレス化等により、文書課税としての印紙税には、不合理、不公平な現象が生じており、社会保障・税一体改革による消費税率の引上げに伴い、この不合理、不公平な現象が

さらに拡大しているので、廃止を含めた抜本的な見直しを早急に行う必要がある。

④ 執行に関する事項

(1) 税務執行体制の充実化

〔要 旨〕

消費税の重要性は益々高まってきていることに鑑み、執行当局における消費税の相談・指導・調査体制の充実に、引き続き、努めていただきたい。

特に、軽減税率制度やインボイス制度の導入等により、増加する相談件数などに適切に対応できるよう、相談窓口などの充実化に努めるべきである。

〔理 由〕

消費税率の引上げに伴い、消費税の重要性が益々高まってきていることに鑑み、法人、個人を通じて消費税の指導等を担当する単独の部門又は専門官（消費税実務指導専門官等）を配置するなど、消費税に関する執行体制の充実に努める必要がある。

特に、軽減税率制度やインボイス制度の導入等により、適用税率や区分経理、更にはインボイスの発行などに関する相談件数の増加に適切に対応できるよう、相談窓口などの充実化に努めるべきである。

(2) 課税の適正化と課税処理の統一化

〔要 旨〕

軽減税率制度やインボイス制度の導入に伴い、税率の適用誤りや区分経理による税額計算、更にはインボイスの発行などに誤りが生じないように、引き続き、軽減税率制度やインボイス制度に関する広報・周知に努めるとともに、誤り易い事例に関する課税上の取扱いなどを積極的に開示・情報提供することなどにより、課税の適正化と課税処理の統一化に努めるべきである。また、税務調査においては、事業者の実務の実態が不慣れである状況を踏まえ、調査の過程でインボイスの記載不備を把握したとしても、制度が定着するまでは、柔軟な対応を徹底すべきである。

〔理 由〕

軽減税率導入による複数税率制度の下では、適用税率の判断や、適用税率ごとに区分経理して税額を計算する必要が生じるため、誤りが発生する蓋然性がこれまで以上に高まるとともに、インボイス制度の導入により、適正なインボイスの発行が求められる。

したがって、引き続き、軽減税率制度やインボイス制度に関する広報・周知に努めるとともに、誤り易い事例などに関する課税上の取扱いなどを積極的に開示し情報提供することなどにより、課税の適正化と課税処理の統一化に努めるべきである。

また、税務調査においては、事業者の実務の実態が不慣れである状況を踏まえ、インボイスの記載事項の不足等の軽微なミス把握しても、インボイスに必要な記載事項を他の書類等で確認することや修正インボイスを交付することにより事業者間でその不足等を改める、といった対応により、制度が定着するまでは、柔軟な対応を徹底すべきである。

(3) 消費税に関する広報活動の強化

〔要 旨〕

最も大きな税収をもたらす基幹税である消費税については、軽減税率制度に加え、インボイス制度も導入されるなど、新たな制度に改組されるとともに、広く国民に深く係わる税制であることから、国民のより深い理解を得るための広報・周知に更に努めるべきである。

〔理 由〕

軽減税率制度に加え、インボイス制度も導入されるなど、新たな税制となった消費税については、引き続き、制度の内容を広く周知するとともに、国・地方公共団体の財政に占める消費税の地位及び消費税の使途（年金、医療、介護、少子化対策）などについても更に広報・周知に努めるべきである。

全関連では、世界の消費税（付加価値税）の実施国や消費税の使途などを示すポスター、パンフレット、クリアファイルの展示、配布などにより消費税に関する広報活動を展開しているが、国・地方公共団体においても、引き続き、消費税に関する広報・周知に積極的に取り組

むべきである。

(4) 租税教育の推進

〔要 旨〕

学校教育の中での租税教育を積極的に推進すべきである。

(理 由)

全間連は、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルを租税教育用資料の一環として中学校などで配布したり、「税の標語」の募集活動を実施しているところである。

消費税を含めた税の役割、重要性を若年層から理解させるためには、義務教育期間中は租税教育を正規の単元として位置付けるなど、学校教育の中で租税教育の一層の充実が図られるよう、文部科学省などとも連携をとりながら、租税教育を積極的に推進すべきである。

「租税教育推進関係省庁等協議会」、いわゆる中央租推協において、毎年、「各地域の税に関する民間団体等との一層の連携による租税教育の取組を推進する」との合意確認がなされていることを踏まえ、租税教育の取組みについては、関係省庁と民間団体などとの一層の連携を図るべきである。

なお、租税教育は、国民のあらゆる階層に必要な教育であることから、その対象者を小中高生はもとより、大学生、社会人にまで拡充し、それぞれに応じて税財政に対する正しい認識を浸透させるべきである。

もっとも、租税教育は、官民一体となり社会全体で取り組む課題であるとしても、その中心は学校教育の場であり、民間が補完するという位置付けを明確にする必要がある。

(5) 消費税の滞納整理の優先的、重点的な取組み

〔要 旨〕

消費税の滞納の未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むべきである。

(理 由)

消費者からの預かり金的性格を有する消費税の滞納の発生は、消費税に対する国民の信頼を損なうことになることから、全間連では従来から「消費税完納運動の推進」に努めているところである。

そのような中で消費税の滞納残高については、令和元年10月からの消費税率の引上げや新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年度及び3年度には増加し、一旦、令和4年度には減少したものの、令和5年度から再び増加に転じている。加えて、依然として多額であること等から、消費税の滞納の未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むべきである。

(6) 総額表示義務の適正化を図るための行政指導の充実

〔要 旨〕

「総額表示義務に関する消費税法の特例措置（平成25年10月1日から令和3年3月31日まで適用）」が令和3年3月末の期限を持って失効され、4月1日以降、消費者へ販売する場合の価格表示については、「消費税法に規定する総額表示規定」が適用されることとなったことは高く評価している。

しかしながら、総額表示の実態を見ると、依然として消費者が「消費税額を含む価格」を一目で分かるような表示になっていないものが散見され、改善されていない状況にある。

また、全間連が会員を対象にして令和4年4月に実施した「総額表示義務に関する評価・見方」に関するアンケート調査結果では、全体の54%の方々が「消費者が税込価格を一目で分かるような表示になっていないものが散見されるため行政指導を徹底すべきである」と回答している。

このような状況に鑑みると、消費者庁が作成し公表している、消費者が「消費税額を含む価格」を一目で分かるような表示に関するガイドラインについては、事業者における理解や、その実効性が確保されていない状況にあるものと考えられる。

したがって、消費者庁と連携しつつ、速やかに総額表示の実態を把握し、改善が必要とされる事業者の関係業界等を通じて、改善指導を早急に実施すべきである。

(理 由)

消費税率の引上げが5%から8%⇒10%と二段階で実施されることによる事業者の値札の貼り替えなどの事務

負担に配慮する観点から平成25年10月より創設された「総額表示に関する消費税法の特例措置」は令和3年3月31日の期限を持って失効され、4月1日以降、消費者へ販売する場合の価格表示については、「消費税法に規定する総額表示規定」が適用されることとなったことは高く評価している。

「総額表示の義務付け」は、消費者が商品やサービスを購入する際に、「消費税相当額を含む価格」を一目で分かるようにするためのものであるが、その総額表示の実態を見ると、税抜価格を本書表示し、税込価格を括弧書で極めて小さく表示する並列表示が大部分となっており、依然として税込価格が一目で分かるような総額表示の趣旨に反するものが散見され、改善されていない状況にある。

また、全間連が会員を対象にして令和4年4月に実施した「総額表示義務に関する評価・見方」に関するアンケート調査結果では、全体の54%の方々が「消費者が税込価格を一目で分かるような表示になっていないものが散見されるため行政指導を徹底すべきである」と回答している。

このような状況に鑑みると、消費者庁が作成し公表している、消費者が「消費税額を含む価格」を一目で分かるような表示に関するガイドライン【総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方（平成25年9月10日 消費者庁）】については、事業者における理解や、その実効性が確保されていない状況にあると考えられる。

したがって、消費者庁と連携しつつ、速やかに総額表示の実態を把握し、改善が必要とされる事業者の関係業界等を通じて、改善指導を早急に実施すべきである。

（参考）全間連が、令和4年4月に実施した「総額表示義務に関する評価・見方」に関するアンケート調査結果は、有効回答者10,362人社のうち

- ① 過半数を超える54.1%の方々が「消費者が税込価格を一目で分かるような表示になっていないものが散見されるため、行政指導を徹底すべきである」と回答。
- ② 次に多かったのが「現行の表示方法で特に問題はない」と回答した者が38.0%占めた。

⑤ マイナンバー制度の普及拡大等

〔要 旨〕

平成28年1月から利用が開始されたマイナンバー制度については、引き続き、適正利用に努めるよう周知するとともに、普及拡大に取り組むべきである。また、公金受取口座の登録もさらに徹底すべきである。

(理 由)

平成28年1月から利用が開始された、いわゆるマイナンバー制度については、その利用、提供、収集に制限が設けられていることから、国民に十分に周知し、個人情報の漏えいやプライバシー保護など、適正に利用されるよう、引き続き、周知活動などに努めるべきである。

マイナンバーカードについては、現在、確定申告や住民票の取得などに利用されているが、令和6年12月2日には、原則としてこれまでの健康保険証を廃止して、マイナンバーカードへの一本化が進められている。

マイナンバーにこのような新機能が付加されることにより、国の行政機関や地方公共団体の間で情報のやり取りが効率化されるとともに、個人も手続の際に提出書類が減るなどの効果が期待される。最終的には所得把握の正確性が向上していけば、消費税の負担を軽減すべき対象者や対象世帯をより迅速かつ厳密に捉えることができ、かつ、世帯の構成員の教育、医療、福祉等の情報も共有できるようになれば、よりきめ細かに必要な給付を行うことも可能になってくるものと考えられる。それにより前述②(3)に記載したように、消費税の税率上げの際の逆進性対策にも、マイナンバー制度を利用したきめ細かなプッシュ型の低所得者対策として「給付付き税額控除制度（還付制度）」で対応することが可能となると考えられる。また、こうした点を含め、これから増える見込まれる各種給付金の迅速かつ正確な執行のために公金受取口座の登録は必要不可欠であり、徹底すべきである。



沖縄間税会連合会
会長 名幸 諄子

沖縄間税会連合会は、平成2年1月15日に設立されて以来、30年以上にわたり沖縄県内各地域の間税会を統括・連携しながら活動を展開してきました。平成19年4月から名幸会長がその舵取り役を務め、現在に至るまで、地域密着型の活動を地道に続けておられます。

連合会は、那覇間税会、沖縄中部間税会、北那覇間税会、沖縄北部間税会、八重山間税会、宮古島間税会の6つの単会で構成され、広大な沖縄県内における租税教育や納税啓発の取り組みを支えています。

近年では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、総会や研修会などの対面イベントの開催が困難となり、活動が大幅に制限される時期が続きました。年々社会全体が回復基調にある中、今年度は沖縄間税会連合会主催によるセミナーを10月に開催する予定となっており、これを契機に会の活性化と連携強化を進めてまいります。セミナー終了後には懇親会も開催予定で、会員同士の親睦と地域間の交流が一層深まることが期待されます。

今回、各単会の事務局から寄せられた報告をもとに、それぞれの地域の特色や取り組みについて紹介いたします。沖縄県は、地域ごとに異なる文化や風土が息づいており、その多様性は間税会活動にも反映されています。この記事を通じて、皆さまにも沖縄の魅力を感じていただければ幸いです。

◆那覇間税会

那覇間税会は、平成元年5月30日に設立され、那覇商工会議所内に事務局を構えています。那覇市には那覇空港や大型クルーズ船の寄港が可能な港があり、首里城や国際通りなどの観光名所も集中していることから、国内外からの観光客が絶えないエリアです。

現在の会員数は43名で、女性会員の割合も比較的高く、全国間税会総連合会の全国大会には積極的にツアーを組んで参加しています。税の標語募集では、名幸会長

自ら学校に声をかけ、昨年は3,937件もの応募を集めました。那覇間税会では、税務団体協議会と連携し、優秀作品への表彰や那覇間税会会長賞の授与を行い、租税教育の普及に努めています。今後はさらに会員増強を図り、より活発な活動を展開していく予定です。



【那覇間税会】
税の標語受賞者への表彰風景

◆北那覇間税会

北那覇間税会は、平成元年5月に設立され、現在の会員数は113名です。那覇市の北に隣接する浦添市を中心に活動しており、市域の14%を占める米軍基地（キャンプ・キンザー）や、卸売団地・工業団地を擁する商業・産業の拠点です。また、サンエーパルクシティなど大型商業施設が海沿いに立地しており、交通アクセスも優れた地域です。

会としては、会員向けセミナーの実施、視察研修の実施、そしてバスの背面広告を通じたキャッシュレス納付の広報など、地域に密着した活動を展開しています。例年通り継続的な活動を行っており、会員間の関係性も良好で、団結力の高い組織です。



【北那覇間税会】クリアファイルを
北那覇税務署へ贈呈



【北那覇間税会】浦添消防署の講習会

◆沖縄中部間税会

沖縄中部間税会は、平成元年6月に創立され、会員数は162名を誇ります。沖縄市コザ地区に所在し、老舗ステーキ店「ステーキハウス四季」に事務局を構えています。コザは異国情緒あふれる街並みが特徴で、音楽と芸能の街としても知られ、「沖縄全島エイサーまつり」が毎年開催されています。

主な活動内容としては、税を知る週間や確定申告時の懸垂幕掲示、会員向け企業セミナーの開催、総会後の懇親会開催による交流の促進などがあります。また、「世界の消費税」クリアファイルを地元の小中高校生に寄贈するなど、租税教育にも力を入れています。



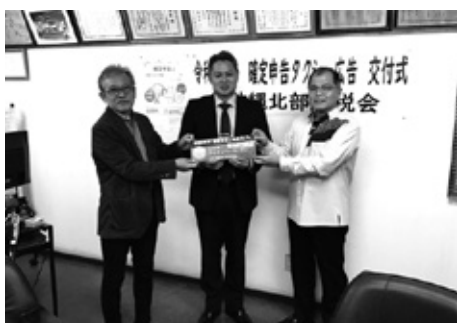
【沖縄中部間税会】
クリアファイル贈呈と周知
(県立前原高校)



【沖縄中部間税会】
「税を考える週間」掲揚式

◆沖縄北部間税会

沖縄北部間税会は、名護市を拠点とし、法人会が事務局運営を担っています。現在の会員数は76名。名護市は、沖縄自動車道の終点に位置し、山と海に囲まれた自然豊かな地域です。沖縄美ら海水族館や新たに開園したテーマ



【沖縄北部間税会】
確定申告タクシー広告交付式



【沖縄北部間税会】
名護さくら祭りのパレードに参加

パーク「ジャングリア」など観光地が点在し、学術・産業施設も数多く立地しています。

主な活動としては、1月に開催される名護さくら祭りでの確定申告広報パレードや、タクシー広告を活用した広報活動、会員向けの税務セミナーの実施などが挙げられます。法人会との連携も盛んで、協働による活動の幅が広がっています。

◆八重山間税会

八重山間税会は、日本最南端・最西端の八重山諸島を活動地域としています。石垣島は八重山民謡や舞踊が盛んな「芸能の島」としても知られ、南ぬ島石垣空港には東京からの直行便や国際線もあり、近年は観光・インバウンド需要が急増しています。

活動は主に租税教育・啓発活動で、「税の標語」の募集・表彰などを中心に実施しています。離島地域でありながらも、積極的な広報活動を展開しており、地域住民や子どもたちへの租税意識の啓発に力を入れています。

◆宮古島間税会

宮古島には下地島空港と宮古空港の二つの空港があり、国際線も運航されています。

2024年には観光客数が約119万人に達し、過去最多を記録するなど、観光地としての注目度が年々高まっています。島は平坦で、沖縄で唯一ハブがない島であり、川がないため海の透明度が非常に高く、特に「宮古ブルー」と称される美しい海が人気です。

自然に囲まれた宮古島間税会は、他団体との連携や地域に根ざした啓発活動を主な柱とし、租税意識の普及に貢献しています。

沖縄間税会連合会は、県内各地における6つの単会が連携しながら、租税教育や納税意識の啓発に長年取り組んできました。

新型コロナの影響から立ち直りつつある今、沖縄間税会連合会はセミナーや懇親会の再開を契機に、さらなる飛躍を目指しています。会員の皆さまの協力と支援のもと、今後も沖縄ならではの特色を活かしながら、地域に貢献する間税会活動を継続してまいります。

組織増強への取り組み

全間連は、1 昨年創立50周年に向けて会員数の増強に取り組み、コロナ禍で毎年3千名前後の会員が減少した中で、101名の減少に留める等、成果をあげました。

しかしながら、令和6年4月1日現在の会員数は、82,189名（前年度比△1,687名）、本年4月1日現在の会員数は81,038名（前年度比△1,151名）となり、千名を超える減少となっています。

このよう厳しい状況の中、会員増強に精力的に取り組まれ、会員数を増やした間税会があります。

今回の間税会だよりでは、令和6年度中に会員増を行った会の中から、4間税会について、会員増強への取り組み方を中心とした活動状況を紹介させていただきます。

大宮間税会

関東信越間連

1. 組織状況

区 分	R4.4	R5.4	R6.4	R7.4
会員数	1,002名	1,152名	1,712名	2,198人

2. 組織拡大への取り組み

令和5年に全間連50周年に合わせて組織的に会員数増強に歩調を合わせました。3年かけて日本一の会員数をめざすという大きすぎる目標です。まずは組織委員会を開催。『会員数1000人維持してればいいよね。コロナ禍で会員数が減るのは仕方がないよね』という空気を払拭し、本気で日本一を目指す会長としての覚悟、そして協力を中心メンバーに要請しました。初年度は150名の増にとどまりました。

2年目には組織委員会メンバーの他に理事メンバーにも声をかけ全体として取り組んだ結果、560名の増につながりましたが、一位の武蔵野間税会には6名及ばず2位でした。

計画の最終年である3年目。10名以上の加入勧奨で県連表彰対象になり総会で表彰、懇親会も招待扱いになります。理事会で「ここにいる全員で県連の加入勧奨表彰受けて壇上に上がりたい」と檄を飛ばしました。結果、19名が県連表彰、7名が局連表彰（30名以上の加入勧奨）を受けました。

全間連を再び10万人組織に押し戻すためにも、正会員・ファミリー会員問わずとにかく会員増ということで、危機感を持ちつつ熱意を全面に出して取り組んだ成果です。

3. 主な事業活動の内容

税の標語・世界の消費税クリアファイル・税制アンケートの取り組みを3大事業と位置づけ積極的に取り組んでいます。税の標語については会員企業はもとより、大宮税務署とも連携して管内の高校へ依頼し昨年度は10,086首が集まりました。世界の消費税クリアファイルの取り組みについても11,100枚の申し込みがあり、8,500枚を租税教育に役立てていただくよう税務署に寄贈いたしました。税制アンケートについても役員を中心に積極的に取り組んでいただき365枚（依頼数305枚に対して120%）の回収となりました。

6月には総会、秋には研修旅行、11月には税を考える週間特別講演会を実施しております。また会報も5月に発行し総会の案内と共に全会員へ発送しています。

このほかに青年部を中心とする江戸文化研究会の開催、女性部による管内幼稚園での消費税の紙芝居活動を実施しております。

4. 今後の活動方針

JR大宮駅東口駅前のいづみやさんの上に間税会の看板を掲示しました。

「大宮間税会の会員数は全国で一位です 大宮間税会会長 昼間孝一」

6月27日の総会で7期14年に及ぶ会長職を退きましたので、現在は会長名が河端一に書き換えられています。重圧も相当かと思いますが、全国で一位を維持する方針は堅持です。

「楽しく間税会活動を行い、正しい税知識を学ぶ大宮間税会」を合言葉に続けていきます。

顕著な実績をあげた方（会員加入勧奨・世界の消費税クリアファイル購入・プラチナ会員制度）には会より記念品（高級たまご1ケース）を6月の総会及び11月の税を考える週間特別講演会時にお渡しすることも継続します。

関東信越間連 大宮間税会 前会長 昼間孝一



JR大宮駅東口駅前看板（名誉会長大沢守氏のいづみやビル）



県連総会にて多くの仲間と表彰を受ける



大宮間税会会からの記念品は高級玉子 1箱



県外研修（東京都港区六本木サントリー美術館）

浦和間税会

関東信越間連

1. 組織状況

区 分	R4, 4月	R5, 4月	R6, 4月	R7, 4月
会員数	744名	712名	714名	817名

2. 組織拡大のために講じた施策

浦和間税会の会長を仰せつかり、1期2年が終了しました。

会長に就任させて頂き立てた目標は、年会費の口座振替の実施、委員会構成の確立、標語応募者、対外広報参加者、講演参加者、親睦ゴルフなどのイベントへの参加者の倍増です。いずれも、成功させて頂きました。

その為のメンバー増強は、まず、私が関係している各団体に声掛けをさせて頂きました。次に、地元の旧友、友人の知人等、事あるごとに声掛けさせて頂きました。

メンバーの銀行、信用金庫にお願いして各支店長を紹介して頂き、挨拶回りをさせて頂いた結果、純増150名を達成させて頂きました。

皆様のご協力に感謝させて頂きます。ありがとうございました。

浦和間税会 会長 名古谷 誠



街頭広報

所沢間税会

関東信越間連

1. 組織状況

区 分	R4, 4月	R5, 4月	R6, 4月	R7, 4月
会員数	679名	720名	721名	785名

2. 組織拡大への取り組み方

所沢間税会は所沢税務署管内の所沢市、入間市、狭山市、飯能市の4市から構成されています。

当会は令和2年度1120名と過去最高の会員数で組織の充実化を図ってまいりましたが、当時のコロナ渦の影響もあり、会員数が激減してしまいました。

その後全間連青年部の小坂委員の積極的な活動でゴルフコンペ・会員交流会などが有り、そして全間連女性部の中川女性部副部長からは「100歳まで元気で歩く」と題して自立矯正歩行協会の基礎講座をシリーズで開催し大変好評を頂く等の活動で新たな会員獲得につながり、毎年堅実に会員増強を図っています。

又、本年度より新たな取り組みとして家族会員を新設し、次世代会員の増強を進め、1000名の会員目標に向けて活性化を進めてまいります。

3. 主な活動の内容

- ・所沢間税会会報の発行
全国間税会通常総会 所沢新春講演会
通常総会 各研修等紹介
- ・税の標語募集
本橋委員長を初め各副会長がそれぞれの市の市民税課教育委員会を通して募集案内を配布回収作業を行っている。
令和6年度は応募学校数が100校を超えています。
公募数も22,036点となり、今後も力を入れていきます。
- ・世界の消費税クリアファイル配布事業（12200部）
標語応募していただいた生徒と一般の方へお礼配布。
- ・消費税アンケート調査（136部）
会員と会員企業へ配布
- ・支部総会の開催（4支部）
所沢間税会では各支部総会を開催、会員の連携を深める全国では唯一の支部総会です。
- ・税知識の研修活動

勉強会、親睦ゴルフコンペ 等

以上のような事業を例年実施しています。

4. 今後の活動方針

全間連の重点目標を着実に実行して会員一同邁進していきます。

特に税の標語募集は全国1位を目指し、税の標語実行委員 本橋委員長を中心にして確実に進めてまいります。

そして当会は本年度より、全間連常務理事で当会の執行役員である田辺氏の提案により家族会員を新設し会員増強にも力を入れてまいります。

所沢間税会 会長 鴨井保夫



36回通常総会



全間連51回総会北海道

札幌北間税会

北海道間連

1. 組織状況

区分	R3.4	R4.4	R5.4	R6.4	R7.4
会員数	166名	167名	178名	230名	232名

2. 組織拡大への取組み

当会では令和4年9月第49回全間連長崎大会において、北間連30単会の中で、札幌北間税会にモデル会の指定を受けて以来、会員数167名の30% 50名以上の加入目標を掲げ、役員が一丸となり加入勧奨に努めました。第50回東京大会の2年間の期間を目標としての会員拡大は予定通りに進まず困難を極めました。税理士会、法人会他税関係団体、取引関係等に協力を願い、又当会のホームページ等による間税会の活動等をアピール、当会より

の関係書類等の発信に際して、会員拡大のお願い文の同封を続けての結果が通じ、入会申し込みが増加。入会者、スポンサーに対しては会長より協力に対してのお礼と共に再度会員拡大のお願いの書状を送付し、組織拡大への協力の意を伝えました。

3. 主な事業活動の内容

当会は年間行事の予定を通常総会等により決定し親会、青年・女性部会の意見を重視。年間行事として新春賀詞交歓会、スポーツ鑑賞、税務研修会、小学6年生による税の標語の応募等の事業による会活動により会員の協力が会活動の力となっています。特に青年部会、女性部会の活発なチームワークが結果を出しています。特に賀詞交歓会のアトラクション等は趣向を凝らした青年部会の行動は提唱が有ります。

4. 今後の会活動方針

札幌北間税会の現会長は12期24年目歴任し事務局も28年間受け持っており、第51回北海道大会札幌を期として全国より会員、関係団体700名に及ぶ参加者盛会裡の中でのモデル会としての使命を達成、壇上にて表彰状を拝受致し、現会長の任期満了として、今後若返りを図る事を念頭に、次期役員選考委員会を組織して、今後の会発展の準備を進めています。

札幌北間税会 青年部会・女性部会合同研修会が行われました。

エスコンフィールド見学ツアーには会長・役員・会員・ビジター多数が参加。猛暑の中多くの見学者が来場しておりました。一般には、入る事の出来ないエリアにも入る事が出来楽しかったです。



アンケート集計結果報告

I 調査の目的

(1) 全国間税会総連合会（以下「全間連」という。）では、国民生活の実情等を踏まえた公正な税制と円滑な税務運営を推進する観点から、毎年、税制及び税務執行に関する提言活動を行っています。

昨年は、7月末の全間連常任理事会において承認された「令和7年度税制及び執行に関する要望書（間接税関係）」（以下「提言書」という。）を財務省、国税庁へ提出するほか、消費者庁へ提言書を提出し「消費税の総額表示義務の適正化」について説明するとともに、自由民主党が開催した税制改正ヒアリングに提言書を提出し、主な事項について説明してきたところです。なお、例年実施されている立憲民主党によるヒアリングは中止となったため、提言書の提出のみ実施しました。

(2) 近年は、令和元年10月から消費税の軽減税率制度が、令和5年10月からはインボイス制度が実施されたことを踏まえ、これまで全間連が要望してきた事項を勘案しながら、軽減税率制度やインボイス制度に関わる事項をアンケート調査項目として実施し、より多くの会員の皆様の意見を提言書に反映することにより、提言内容の充実化等を図ることとしたところです。

このような基本的な考え方の下、昨年4月のアンケート調査では、次の事項を調査項目として実施したところです。

(令和6年4月に実施したアンケート調査項目)

○マイナンバーカードを利用した給付付き税額控除への改組について

(省略)

○インボイス制度における中小事業者等向けの経過措置のあり方について

(省略)

II 設問事項

1 アンケート調査項目について

令和元年10月から消費税の軽減税率制度が導入され、さらに、昨年10月には消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）も導入されるなど、消費税は新たな時代を迎えています。

そうした中で、本年4月に実施する「消費税等に関するアンケート調査」においては、これらの制度に関連する全間連の要望事項に対する今後の方向性について、会員の皆様の考え方を把握することにより、今後の間税会活動の参考に資することとしました。

ご理解の上、アンケート調査にご協力くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

【アンケート調査項目】

○マイナンバー制度を利用した給付付き税額控除制度への改組について

全間連では、消費税の逆進性対策として、軽減税率制度に代えて、マイナンバー制度を利用して一定の低所得者を対象とする「給付付き税額控除制度」への改組を要望しています。今後ともこの要望を継続していくことについてどう考えますか。

○インボイス制度における中小事業者等向けの特例措置のあり方について

インボイス制度の円滑な導入のため、中小事業者向けに複数の特例措置が設けられています。このうち令和8年度中に廃止期限が到来するもの※があります。

これらの特例は、中小事業者にとって重要なものであるから延長すべきとの意見もありますが、どう考えますか。

※ 令和8年度中に廃止期限が到来する特例

- ・ 2割特例（免税事業者からインボイス発行事業者になった者の納付税額を売上税額の2割とすることができる特例）：令和8年9月30日までの日の属する課税期間で廃止
- ・ 8割控除（免税事業者等からの仕入税額相当額の8割を仕入税額控除できる特例）：令和8年10月1日以降は5割控除に縮減

(注) アンケート調査項目の回答に当たっては、参考資料を参照してください。

III 別添の「回答率」以下の内容になります

III 回答率

アンケート用紙の配付枚数14,730枚に対して回答数は10,703枚であり、その回答率は72.7%であった（別紙1参照）。

これは、前年度の回答数及び回答率ともに、概ね同じ結果であった。

IV 回答内容の概要

質問事項別の回答内容の概要は、次のとおりである（別紙2参照）。

(1) マイナンバー制度を利用した給付付き税額控除制度への改組について

全間連では、消費税の逆進性対策として、軽減税率に代えて、マイナンバー制度を利用して一定の低所得者を対象とする「給付付き税額控除制度」への改組を要望している。この調査項目は、今後ともこの要望を継続していくことについて、会員の皆様の考え方等を把握するために実施したものである。その結果、

- ・ ①の「継続すべき」と回答した者は、69.1%と最も多かった。
- ・ ②の「要望不要（軽減税率のままでよい）」と回答した者は、27.7%、③の「その他」と回答した者は、3.2%であった。

これにより、全間連の提言書の方向性については基本的に容認する結果であった。

* 前回調査（令和6年4月実施）

① 給付付き税額控除に改組すべきである	44.1%
② 軽減税率のままでよい	21.2%
③ さらに対象範囲を拡大すべきである	12.2%
④ 分からない	20.0%

(2) インボイス制度における中小事業者等向けの経過措置のあり方について

インボイス制度の円滑な導入のため、中小事業者向けに複数の特例措置が設けられている。このうち令和8年度中に廃止期限が到来するもの※があるが、これらの特例は、中小事業者にとって重要なものであるから延長すべきとの意見もある。この調査項目は、全間連の提言において、これらの特例につき、延長要望すべきか否か等につき、会員の皆様の考え方等を把握するために実施したものである。その結果、

※ 令和8年度中に廃止期限が到来する特例

- ・ 2割特例（免税事業者からインボイス発行事業者になった者の納付税額を売上税額の2割とすることができる特例）：令和8年9月30日までの日の属する課税期間で廃止
- ・ 8割控除（免税事業者等からの仕入税額相当額の8割を仕入税額控除できる特例）：令和8年10月1日以降は5割控除に縮減

- ・ ①の「延長すべき」と回答した者が、67.8%と最も多かった。
- ・ ②の「期限どおりに廃止すべき」と回答した者が、28.2%、③の「その他」と回答した者は、4.0%であった。

これにより、全間連の提言書においては、「延長」を検討するよう要望する必要性が確認された。

別紙1 アンケート調査回答率

区 分	令和7年度			令和6年度		
	配布数	回答数	回答率	配布数	回答数	回答率
	枚	枚	%	枚	枚	%
東 京	3,450	1,860	53.9	3,430	1,945	56.7
関東信越	3,310	3,205	96.8	3,320	3,368	101.4
大 阪	0	47	-	50	35	70.0
北 海 道	780	685	87.8	780	673	86.3
仙 台	350	480	137.1	610	442	72.5
東 海	1,230	842	68.5	1,230	836	68.0
北 陸	1,020	598	58.6	1,020	625	61.3
広 島	1,520	702	46.2	1,500	675	45.0
四 国	980	660	67.3	980	623	63.6
福 岡	1,500	1,270	84.7	1,490	1,264	84.8
南 九 州	470	339	72.1	470	332	70.6
沖 縄	80	6	7.5	80	20	25.0
業 種	40	9	22.5	40	0	0.0
計	14,730	10,703	72.7	15,000	10,838	72.3

別紙 2

令和 7 年度「消費税等に関するアンケート調査」集計表（局連別）

1 マイナンバー制度を利用した給付付き税額控除制度への改組について	全国計	東京	関東信越	大阪	北海道	仙台	東海	北陸	広島	四国	福岡	南九州	沖縄	業種
	10,703	1,817	3,205	47	685	480	842	598	702	660	1,270	339	6	52
①継続すべき	69.1%	69.9%	66.8%	59.6%	73.7%	72.1%	76.4%	70.2%	69.4%	71.7%	63.3%	69.6%	66.7%	63.5%
	7,391	1,270	2,142	28	505	346	643	420	487	473	804	236	4	33
②要望不要 （軽減税率のままでよい。）	27.7%	27.6%	30.1%	29.8%	23.5%	25.4%	20.4%	26.1%	25.9%	24.2%	32.5%	28.3%	33.3%	28.8%
	2,961	502	966	14	161	122	172	156	182	160	413	96	2	15
③その他	3.2%	2.5%	3.0%	10.6%	2.8%	2.5%	3.2%	3.5%	4.1%	3.9%	4.1%	1.8%	0.0%	7.7%
	342	45	96	5	19	12	27	21	29	26	52	6	0	4
④無回答	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.6%	0.2%	0.1%	0.3%	0.0%	0.0%
	9	0	1	0	0	0	0	1	4	1	1	1	0	0

2 インボイス制度における中小事業者等向けの特例措置のあり方について	全国計	東京	関東信越	大阪	北海道	仙台	東海	北陸	広島	四国	福岡	南九州	沖縄	業種
	10,703	1,817	3,205	47	685	480	842	598	702	660	1,270	339	6	52
①延長すべき	67.8%	65.8%	67.3%	51.1%	69.8%	67.3%	71.5%	65.1%	66.4%	73.8%	67.7%	71.4%	50.0%	59.6%
	7,257	1,195	2,157	24	478	323	602	389	466	487	860	242	3	31
②期限どおりに廃止すべき	28.2%	31.1%	29.2%	38.3%	26.3%	28.3%	23.4%	30.8%	26.4%	21.5%	28.7%	27.7%	33.3%	28.8%
	3,019	565	937	18	180	136	197	184	185	142	364	94	2	15
③その他	3.7%	3.0%	3.3%	10.6%	3.8%	4.4%	5.0%	3.8%	6.4%	3.6%	3.5%	0.9%	16.7%	11.5%
	399	54	105	5	26	21	42	23	45	24	44	3	1	6
④無回答	0.3%	0.2%	0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.3%	0.9%	1.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
	28	3	6	0	1	0	1	2	6	7	2	0	0	0

別紙 2

令和 7 年度「消費税等に関するアンケート調査」集計表（全国業種別）

1 マイナンバー制度を利用した給付付き税額控除制度への改組について	合計	男	女	無回答	製造	卸・小売	建設	運輸通信	農林水産	不動産	飲食サービス業	その他	無回答	事業者	消費者	無回答
	10,703	7,274	3,113	316	1,696	2,203	1,797	417	125	566	1,762	1,954	183	8,392	1,410	901
①継続すべき	69.1%	71.2%	65.1%	59.2%	69.8%	70.9%	69.7%	67.1%	73.6%	69.8%	68.0%	66.7%	68.9%	70.6%	61.3%	66.7%
	7,391	5,176	2,028	187	1,184	1,561	1,252	280	92	395	1,198	1,303	126	5,926	864	601
②要望不要 （軽減税率のままでよい。）	27.7%	25.6%	31.7%	35.4%	27.0%	25.8%	28.1%	30.9%	25.6%	27.6%	28.2%	29.2%	24.0%	26.5%	33.7%	28.6%
	2,961	1,861	988	112	458	569	505	129	32	156	497	571	44	2,228	475	258
③その他	3.2%	3.2%	2.9%	5.4%	3.0%	3.3%	2.2%	1.9%	0.8%	2.7%	3.7%	4.0%	6.6%	2.8%	5.0%	4.6%
	342	234	91	17	51	72	39	8	1	15	65	79	12	231	70	41
④無回答	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%	0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.5%	0.1%	0.1%	0.1%
	9	3	6	0	3	1	1	0	0	0	2	1	1	7	1	1

2 インボイス制度における中小事業者等向けの特例措置のあり方について	合計	男	女	無回答	製造	卸・小売	建設	運輸通信	農林水産	不動産	飲食サービス業	その他	無回答	事業者	消費者	無回答
	10,703	7,274	3,113	316	1,696	2,203	1,797	417	125	566	1,762	1,954	183	8,392	1,410	901
①延長すべき	67.8%	67.4%	69.3%	62.7%	66.4%	68.8%	65.3%	64.0%	78.4%	66.4%	71.9%	67.7%	61.2%	69.0%	63.9%	62.4%
	7,257	4,903	2,156	198	1,126	1,515	1,174	267	98	376	1,266	1,323	112	5,794	901	562
②期限どおりに廃止すべき	28.2%	28.8%	26.5%	31.0%	30.4%	27.1%	31.9%	33.1%	20.0%	30.2%	23.9%	26.6%	31.7%	27.5%	29.9%	32.6%
	3,019	2,095	826	98	516	598	573	138	25	171	421	519	58	2,304	421	294
③その他	3.7%	3.6%	3.8%	5.7%	3.0%	3.8%	2.7%	2.9%	1.6%	3.2%	4.1%	5.1%	6.6%	3.3%	5.7%	4.4%
	399	262	119	18	51	84	48	12	2	18	72	100	12	278	81	40
④無回答	0.3%	0.2%	0.4%	0.6%	0.2%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.6%	0.5%	0.2%	0.5%	0.6%
	28	14	12	2	3	6	2	0	0	1	3	12	1	16	7	5

正副会長会議・ 常任理事会

7月29日（火）東京・四谷 プラザエフにおいて、正副会長会議及び常任理事会が開催されました。

席上、ご来賓として出席された国税庁課税部山本消費税室長から、ご挨拶をいただきました。

主な議案は、次のとおりです。

- ① 令和6年度収支計算書（見込額）及び令和7年度収支予算書（案）
- ② 令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画（案）
- ③ 全間連第52回通常総会の開催について
- ④ 「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの効果的な活用等について
- ⑤ 令和7年度「税の標語」の選考方法等について
- ⑥ 令和7年度全間連会報発行計画及び広告掲載について
- ⑦ 令和8年度税制及び執行に関する要望（間接税関係）

青年部役員会の開催

青年部は、去る6月6日（金）役員会を開催し、第47回青年部通常総会の開催対応及び国税庁幹部との意見交換会を行いました。

女性部役員会の開催

女性部は、去る6月2日（月）役員会を開催し、第44回女性部通常総会の開催対応及び国税庁幹部との意見交換会を行いました。

全間連の租税教育活動を 一般財団法人大蔵財務協会が支援

一般財団法人大蔵財務協会は、本年も昨年に引き続き、全間連が実施している「税の標語」の募集活動と「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布活動に対して支援していただけることとなりました。

「税の標語」の募集は平成5年度から、また、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布は平成13年度から実施しているものですが、年々「税の標語」の募集やクリアファイルの配布数は増えてきており、次代を担う青少年の租税教育に力を入れている大蔵財務協会は、全間連のこれらの事業が租税教育活動及び税の啓発・周知活動として大変効果的であるとの高い評価の下に、支援していただいているものです。

全間連の主な動き（7.5.15～7.9.5）

5月15日(木)	全間連会報発行第163号	
5月16日(金)	広報委員会	事務局
5月23日(金)	広島局間連総会	岡山
5月26日(月)	仙台局間連総会	仙台
6月2日(月)	女性部役員会	東京
6月4日(水)	揮発油税中央セミナー	東京
6月5日(木)	福岡局間連総会	福岡
6月6日(金)	青年部役員会	東京
6月11日(水)	東海間連総会	松阪
6月16日(月)	北海道間連総会	札幌
6月17日(火)	関東信越間連総会	さいたま
6月17日(火)	北陸間連総会	金沢
6月18日(水)	南九州間連総会	大分
6月20日(金)	東京局間連総会	東京
7月1日(火)	税制委員会	事務局
7月4日(金)	企画会議	事務局
7月8日(火)	総務委員会	事務局
7月9日(水)	財務委員会	事務局
7月10日(木)	会務運営委員会	事務局
7月29日(火)	正副会長会議、常任理事会	東京
8月19日(火)	企画会議	事務局
8月27日(水)	事務局長会議	事務局
9月4日(木)	四国間連総会	松山

揮発油税中央セミナーについて

第43回揮発油税中央セミナーは、6月4日（水）に国税庁消費税室犬飼和也諸税第一係長に講師を依頼し開催しました。100名もの応募があり、実務者研修ならではの真剣さが伝わりました。

あなたの暮らしに
“安心”と“うれしい”をプラス



全日警のホームセキュリティ
HAPPY GUARD
ハッピーガード

お問い合わせは

www.zennikkei.co.jp/hs/

0120-87-7575